

# 飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施のお知らせ

## 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について

認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とし、これを補償する保険に飯塚市が契約者として加入することで、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

## 対象となる方

市内に居住し、次の①～③全てに該当する方

- ① 「飯塚市行方不明認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業(※1)」に登録又は今後、登録を予定されている40歳以上の方
- ② 本人が在宅で生活している方
- ③ 要介護認定における主治医意見書、または要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa以上の方、又はそれに準ずる方(※2)。

※1 登録方法等の詳細は下記 Check!をご参照ください。

※2 要介護認定を受けていない場合や、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上であることが確認できない場合は、医師の診断書(心身の状態に関して、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の状態であることがわかるもの)の提出が必要です。

## 補償内容

被害者に法律上の損害賠償をしなければならなくなった時に、市が契約する保険会社から1事故あたり最大で3億円まで支払われます。

※ 被保険者ご本人の傷害死亡・後遺障害や、被保険者の故意による損害については補償の対象外です。

## 保険料

市が負担しますので、自己負担はありません。

## Check!!

## 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業とは？

認知症により行方不明になるおそれがある方の早期発見、保護を目的とした事前情報登録制度です。行方不明になるおそれがある方の情報を事前に登録していただき、行方不明になった場合、協力機関等に情報提供して早期発見・保護を目指します。

### ●対象となる方

市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方で、65歳以上の認知症高齢者または若年性認知症と診断された方で、疾病のため、行方不明になる可能性がある方。

### ●登録方法

対象となる方の写真(返却不可)をご持参いただき、登録申請書を市役所高齢者支援課にご提出ください。

### 【問合せ先】

〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 高齢者支援課 高齢者支援係

電話 0948-22-5500 内線(1141~1145)